

「第 12 次福島県交通安全計画（案）」に対する県民意見公募について

福島県では、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、福島県交通安全対策会議を設置し、昭和 46 年以降、11 次にわたり「福島県交通安全計画」を策定し、関係機関や民間団体、県民の皆様と一体となって交通安全施策を推進してまいりました。

この度、第 11 次交通安全計画の取組や近年の事故状況を踏まえ、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間を期間とする「第 12 次福島県交通安全計画」の素案をまとめました。

本素案では、「交通事故死者数 45 人以下」などの新たな目標を掲げ、高齢者・こどもの事故防止など 6 つの重点対策を推進することとしております。

この新たな計画をより実効性のあるものとするため、広く県民の皆様からの御意見を募集いたします。

記

1 募集期間 令和 8 年 8 月 28 日（金）から令和 8 年 9 月 28 日（月）まで
（最終日の 17 時まで必着）

2 応募資格

- （1）福島県内に住所や事務所・事業所を有する個人や法人その他団体
- （2）福島県内の事業所や学校等に通勤・通学している個人

3 公表する内容

- （1）「第 12 次福島県交通安全計画（案）」に対する県民意見公募について
- （2）第 12 次福島県交通安全計画（案）
- （3）県民意見提出書

4 公表方法

福島県生活交通課のホームページに掲載するほか、下記の機関において資料の縦覧を行います。

- （1）福島県県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）
- （2）各地方振興局の福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）
- （3）福島県生活環境部生活交通課

5 意見の提出方法

特に様式は定めませんので、「県民意見提出書」等により、アからオの必要事項を記載し、①から④のいずれかの方法により提出してください。

〔意見提出の際の必要記載事項〕

ア件 名 「第 12 次交通安全計画案」についての意見

イ住 所

ウ氏 名 ※団体の場合は団体名（担当者名）を記載してください。

エ電話番号

オ意見の内容

〔意見の提出方法〕

① 郵送 ②ファクス ③電子メール ④持参

6 資料

- ・ 「第 12 次福島県交通安全計画（案）」に対する県民意見公募について
- ・ 第 12 次福島県交通安全計画（案）
- ・ 県民意見提出書

7 注意事項

- （1）提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- （2）匿名及び電話での御意見は、受け付けできませんので御注意願います。
- （3）御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

8 募集した意見の取扱

- （1）提出された意見は、計画の策定に当たって参考にさせていただきます。
- （2）提出いただいた御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ等により、一定期間公表いたします。
- （3）個人の氏名、住所、電話番号を除き、内容を公開する場合もありますので、御承知おきください。

9 意見の提出先及び問い合わせ先

福島県生活環境部生活交通課

○郵便番号：960-8670

○住 所：福島市杉妻町 2-16

○担 当 課：福島県生活環境部生活交通課（県庁西庁舎 10 階）

○電話番号：024-521-7158

○FAX 番号：024-521-7887

○電子メール：koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

（注意：アドレス中『lg』の部分は、『エル・ジー（アルファベット）』です。）

（県庁宛ての郵便物は郵便番号と部・課名の記入のみで届きます）